第二条第六号				
基準原価	平均原価	算定対象原価	平均原価	各算定対象加入者回線の加入者回線単価
基準単価	平均単価	第五条第一項第一号	平均単価	平均単価
平成十八年四月一日以降ＩＰ電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「ＩＰ電話」という。）に移行したアナログ加入電話の提供を現に加入電話の用に供してい るものとみなして算定した基準原価	平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入者回線の提供に用いるものとみなして計算した基準単価	平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入電話の提供を現に加入電話の用に供しているものとみなして算定した基準原価	平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入者回線の提供を現に加入電話の用に供しているものとみなして計算した基準単価	平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入者回線の提供を現に加入電話の用に供しているものとみなして計算した基準単価

第二条第七号		第二条第十二号		第二条第十三号	第五条第一項第一号イ				
平均単価（二）	除して得た額	平均原価（一）	平均単価（一）	平均原価（二）	平均単価（二）	算定対象原価（一）	平均原価（一）	各算定対象加入者回線（一）の加入者回線単価（一）	平均単価（一）
基準単価（二）	除して適格得た額に、全ての通信事業者のアナログ加入者回線におけるアナログ加入者回線単価（一）の二倍の額を加えた額	基準原価（一）	基準単価（一）	基準原価（二）	基準単価（二）	平成十八年四月一日以降ＩＰ電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「ＩＰ電話」という。）に移行したアナログ加入者回線の提供を現に加入電話の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価（一）	平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入電話の提供を現に加入電話の用に供しているものとみなして計算した基準原価（一）	平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入者回線の提供を現に加入電話の用に供しているものとみなして計算した基準単価（一）	平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入者回線の提供を現に加入電話の用に供しているものとみなして計算した基準単価（一）